(4) 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

次に示す項目を目安として、各地方公共団体において、地域経済牽引事業の目標設定を行うものとする。

地域経済牽引事業は、次の①から③までのいずれも満たす事業であること。

① 地域の特性の活用

「ハ　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項」の記載事項に基づいて基本計画に記載される地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であると認められるものであること。

② 高い付加価値の創出

促進区域において、新たな事業所が一つ立地するのと同等の付加価値額（具体的には、都道府県別一事業所当たりの平均付加価値額とする。）以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。ただし、この水準は、事業計画の計画期間が五年の場合を標準としており、計画期間に応じて変更することは可能とする。

③ 地域の事業者に対する相当の経済的波及効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域において、次のいずれかの効果が見込まれること。

・ 促進区域に所在する事業者間での取引額が増加すること。

・ 促進区域に所在する事業者の売上が増加すること。

・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数又は給与支払額等が増加すること。

ただし、地方公共団体がそれぞれの実情を踏まえた意欲的な数値目標を設定することが望ましい。また、この数値目標についても事業計画の計画期間に応じて変更することは可能とする。

ロ 促進区域及び重点促進区域の設定に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え方

促進区域は、基本計画の対象となる区域として設定する。また、重点促進区域は、促進区域の中でも、特に当該地域における地域の特性と密接な関連がある地域を地方公共団体が設定することにより、より重点的かつ効果的に地域経済牽引事業を促進するものである。促進区域と重点促進区域の設定については、具体的には、「ヘ　環境の保全、土地利用の調整その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」の記載事項に基づいて行うものとする。

(2) 促進区域の設定

促進区域は、原則、行政区画単位で設定するものとする。

(3) 重点促進区域の設定

① 重点促進区域の設定方法

重点促進区域については、地域の特性が賦存する地域及びその周辺地域（地場産業の工場の集積地域及び工業団地、温泉街、商店街、観光農園、湖沼、浜、河川、特定の強みを有する企業、大学・研究機関、駅、インターチェンジ、寺社・仏閣等が存在する地域）を、字単位で設定（字が住所に含まれていない場合においては、図面等で表示）するものとする。

② 設定した理由

重点促進区域の設定に当たっては、その区域を重点促進区域として設定した理由を記載するものとする。

③ 工場立地特例対象区域の設定

重点促進区域において、市町村が工場立地特例対象区域を指定しようとする場合は地番等を用いて記載するものとする。

ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え方

地域経済牽引事業に活用される地域の特性の選定に当たっては、地域の事業者が地域経済牽引事業を行う上で、独自の強みを十分に発揮することが期待されるような地域の特性及びその活用戦略を設定すること。

(2) 地域の特性及びその活用戦略の設定方法

地域の特性の設定に当たっては、地域の特性（①産業の集積、②観光資源、③特産物、④技術、⑤人材、⑥情報、⑦インフラ、⑧自然環境（観光資源を除く。）、⑨その他）及びその活用戦略（①成長ものづくり、②農林水産・地域商社、③第四次産業革命、④観光・スポーツ・文化・まちづくり、⑤環境・エネルギー、⑥ヘルスケア・教育サービス、⑦その他）の類型を組み合わせて記載するものとする。

なお、限りある政策資源を集中投入する観点から、一基本計画当たり九個以内を目安として設定するものとする。

〔地域の特性及びその活用戦略の類型イメージ〕

・ 甲地域の航空機関連産業等の産業の集積を活用した成長ものづくり
乙地域のＡ大学、Ｂ研究機関等の人材を活用した第四次産業革命

・ 丙地域のＣ自然公園等の観光資源を活用した観光
丁地域ののりんご等の特産物を活用した地域商社

(3) 選定の理由

地方公共団体は、(2)の地域の特性及びその活用戦略を選定した理由について、定量的なデータを付すなどして、基本計画に係る国による同意や事後評価の際にも論理的な説明をできるものとする必要がある。

ニ 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え方

地域経済牽引事業の促進を通じた地域の成長発展の基盤強化を図るに当たっては、従来型の製造業にとどまらず多様化する事業形態に対応しつつ、新たな産業を創出していく観点から、事業者のニーズをしっかりと踏まえながら事業環境の整備を総合的に行っていくことが重要である。事業環境の整備の具体的な内容としては、例えば公共データの民間公開、各種法令に基づき地方公共団体が定める計画の柔軟な運用や改定、条例の制定や改正等が考えられる。

法では、国が全国共通で活用可能な支援を措置している一方、地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の強みを生かして事業が促進される必要があり、地域における産業構造、地域資源の態様等の独自性を踏まえた時宜にかなった事業環境整備がそれぞれの地域で行われることが重要である。このため、地域経済牽引事業の促進のために行う事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用のみならず、地方公共団体独自の積極的な事業環境整備への対応も求められる。

その際、税負担の軽減や助成金等の短期的な財政的措置、規制の特例措置等を講ずるのみならず、全体での事業コスト、事業を支える人材の賦存状況、インフラの整備状況、産学連携の在り方等の多様な側面が地域経済牽引事業の実施を左右する大きな要因となることから、地方公共団体と事業者が相互に情報を交換しつつ、事業環境整備の措置を洗練していくことが重要である。

(2) 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備

地方公共団体は、地方税の減免措置や景観条例等の創設及び必要な制度の改廃など、地方公共団体が地域経済牽引事業の促進のために促進区域で行う予定の制度の整備に関して、具体的に記載するものとする。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備

地方公共団体は、促進区域で情報処理を活用した地域経済牽引事業の促進を行うために、公共データの民間公開（インターネット等を通じて、地方公共団体等の公共機関が保有するデータを事業者が利用できるようにすること）等によって、事業者が様々なデータを地域経済牽引事業に活用できる環境を整備する旨を記載するものとする。記載に当たっては、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）に基づく官民データ活用推進基本計画において示された取組の方針等も踏まえ、例えば、地域の実情に応じつつ、次のような取組を行っていくことが期待される。